

大個審答申第 119 号
令和元年 8 月 30 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 29 年 5 月 15 日付け大北福第 196 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が平成 29 年 4 月 18 日付け大北福第 98 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 4 日に、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「H29. 3. 10 付大北福第 1006 号で開示された文書 2 件にかかる『決裁文書』」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、平成 29 年 4 月 18 日、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件情報」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「平成 29 年 3 月 10 日付け大北福第 1006 号により開示した 2 件の公文書については、〇〇福祉課長が平成 23 年度に在籍していた職員に聞き取り調査を行った際のものであるが、当該聞き取り調査を行うに当たって決裁文書を作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 21 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- 1 身体障害者手帳交付事務の不正（決定書が、①ゲタ版決裁であり課長までの決裁であり必要な所属長決裁ない。②公印審査が行われず、不正な公印使用。③不服ある場合の教示の記載がない。④具体の理由がない。）について関係者に調査したとする文書に対して決裁を行っていないのは、責任の所在を不明にする条例等に違反した対応である。
- 2 市内出張命令（12:30～15:00 ○○保健福祉センター所長承認）もあり、職務上作成した文書について決裁を行わないのは条例等に違反している。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

- 1 本件請求について
本件請求は、平成 24 年 2 月 8 日付け大北保福第 422 号にて審査請求人あてに送付した身体障がい者手帳交付申請に係る異議申立に対する決定書（以下「決定書」という。）の作成に際し、決裁及び公印審査について不適切な事務処理があったこと並びに決定書に処分の取消しの訴えに係る教示文言の記載がなかったことに関して、審査請求人の希望により、実施機関が、決定書の作成に関わった職員への聞き取り調査（以下「当該調査」という。）を行った結果をまとめた文書（H29. 3. 10 付大北福第 1006 号で開示された文書 2 件。以下「当該文書」という。）についての決裁文書の開示を求めたものである。
- 2 本件決定を行った理由について
当該調査は、北区役所福祉課長が決定書の作成に関わった職員からの事務の引継ぎを受けるという形で行ったものであって、当該調査の実施を行う旨の決裁及び当該文書の作成に係る決裁行為は行っていないことから、本件情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため、本件決定を行ったものである。

第5 審議会の判断

- 1 基本的な考え方
条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。
- 2 争点

審査請求書に記載の審査請求の趣旨及び審査請求の理由からすると、単に、本件情報を作成していないことが何らかの条例に違反しているとの主張のみであるとも解されるが、実施機関は、本件審査請求の趣旨を、本件情報が作成されているはずだとの主張と解し、本件審査請求を維持した上で本件決定の妥当性を主張していることから、本件審査請求における争点は、本件情報が存在しないとしてした本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

本件情報は決裁文書であるところ、実施機関において、決裁を行うべき事案について、大阪市公文書管理規程（平成13年達第9号）第15条は、「事案の意思決定を行うときは、事務担当者が意思決定の方針を起案し、意思決定に関与する者及び意思決定につき権限を有する者の決裁を受けなければならない。」と規定している。

実施機関によれば、当該文書については、実施機関が、決定書の作成に関わった職員への聞き取り調査を行った結果をまとめた文書であるとのことであり、当該文書の性質を踏まえると、当該文書を作成することは、同条において決裁を受けなければならないとされる意思決定には該当しないというべきである。

したがって、本件情報を作成していないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

（参考）調査審議の経過 平成29年度諮問受理第3号

年 月 日	経 過
平成29年5月15日	諮問書の受理
平成29年5月25日	実施機関から意見書の収受
平成30年9月3日	調査審議
令和元年5月22日	調査審議
令和元年8月30日	答申